

滋賀県感染症の予防のための施策の実施に関する計画
(滋賀県感染症予防計画)

平成25年3月

滋 賀 県

目 次

改定にあたって	1
前文	1
第1 感染症の予防の推進の基本的な事項	2
1 事前対応型行政の構築	
2 感染症対応の基本的な方向	
3 県民一人ひとりに対する感染症の予防および治療に重点を置いた対策	
4 人権の尊重	
5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	
6 県等の果たすべき役割	
7 市町の果たすべき役割	
8 県民の果たすべき役割	
9 医師等の果たすべき役割	
10 獣医師等の果たすべき役割	
11 予防接種	
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	3
1 基本的な方向	
2 感染症発生動向調査	
3 結核に係る定期の健康診断	
4 感染症の予防のための対策と食品衛生対策および環境衛生対策の連携	
5 各関係機関および関係団体との連携	
6 保健所および衛生科学センターの役割分担および両者の連携	
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	5
1 基本的な方向	
2 健康診断、就業制限および入院	
3 感染症の診査に関する協議会	
4 消毒その他の措置	
5 積極的疫学調査	
6 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策の連携	
7 感染症対策と環境衛生対策の連携	
8 各関係機関および関係団体との連携	
第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	7
1 基本的な方向	
2 第一種感染症指定医療機関および第二種感染症指定医療機関の整備	
3 結核に係る医療の提供	
4 感染症の患者の移送のための体制	
5 その他感染症に係る医療の提供	
6 各関係機関および関係団体との連携	

第5 感染症および病原体等に関する調査および研究に関する事項	10
1 基本的な方向	
2 県等における感染症に関する調査および研究の推進	
3 関係各機関および関係団体との連携	
第6 感染症の病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上に関する事項	11
1 基本的な方向	
2 感染症の病原体等の検査の推進	
3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析および公表のための体制の構築	
4 関係機関および関係団体との連携	
第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	11
1 基本的な方向	
2 県等における感染症に関する人材の養成	
3 医師会等における感染症に関する人材の養成	
4 各関係機関および関係団体との連携	
第8 感染症に関する啓発および知識の普及 ならびに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	12
1 基本的な方向	
2 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重のための方策	
3 関係各機関との連携	
第9 緊急時における感染症の発生の予防およびまん延の防止 ならびに医療の提供のための施策に関する事項	12
1 基本的な方向	
2 緊急時における感染症の発生の予防およびまん延の防止	
3 緊急時における医療の提供	
4 緊急時における国との連絡体制	
5 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制	
6 緊急時における関係団体等との連絡体制	
第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	14
1 施設内感染の防止	
2 災害時の感染症対策	
3 動物由来感染症対策	
4 外国人に対する適用	

改定にあたって

平成 11 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、本県では同法第 10 条に基づく「滋賀県感染症予防のための施策の実施に関する計画(滋賀県感染症予防計画)」を定めて感染症対策を実施しているところです。

平成 19 年から同法第 6 条により二類感染症に規定されている結核については、平成 23 年に「結核に関する特定感染症予防指針」が改正され、結核医療連携体制の構築などが指針に位置づけられました。

平成 21 年に発生した新型インフルエンザへの対策の経験を踏まえ、本県においては、平成 24 年 3 月に「滋賀県新型インフルエンザ行動計画」を見直し、病原性や感染力の程度に応じた柔軟な対策を合理的に実施する等の改正を行いました。また、国においては、新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、平成 24 年 5 月に各種対策の法的根拠となる「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、平成 25 年春から施行されます。

これらの感染症対策に係る社会環境の変化や本予防計画策定後の法改正への対応等を踏まえるとともに、「滋賀県保健医療計画(平成 25 年 3 月改定予定)」等との整合性を図るため、「感染症(結核)医療体制の整備」、「緊急時(一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症または新感染症の患者が発生し、またはまん延のおそれが生じた場合等)における感染症対策の強化」等を中心として必要な改定を行います。

前文 (平成 12 年 3 月 29 日序文)

明治 30 年の伝染病予防法の制定以来 100 年が経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱やエイズ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。その一方、施策においては、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や厳格な手続の保障等を行う透明で公正な行政についても、新しい時代の感染症対策の要素として求められている。

このような変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理に求められる迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換する必要がある。また、地域の実情に即した感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症に関する調査および研究の推進、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及とともに、国や他の地方公共団体との連携と役割分担を明確にして、感染症対策を総合的に推進する必要がある。

こうしたことから、滋賀県では、今後の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 10 条に基づき、「滋賀県感染症の予防のための施策の実施に関する計画(滋賀県感染症予防計画)」を策定した。

なお、国の基本指針は 5 年ごとに見直しが見込まれており、本予防計画は、これに合わせて再検討を行い、必要があると認めるときは、改定するものとする。

第1 感染症の予防の推進の基本的な事項

1 事前対応型行政の構築

感染症が発生してから防疫措置を実施する事後対応型行政から、感染症発生動向調査のための体制(以下「感染症発生動向調査体制」という。)の整備、国の定めた感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針、特定感染症予防指針および本予防計画に基づく取組を通じて、平時(患者発生後の対応時以外の状態をいう。以下同じ。)から感染症の発生およびまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政を推進します。

2 感染症対応の基本的な方向

感染症の対応にあたっては、世界保健機関(WHO)の定める「国際保健規則」の考え方に従い、保健所は地域における感染症の特異な発生事象を速やかに探知し、必要な情報を的確に収集・調査するとともに、暫定的な予防対策を即座に実施することが重要です。

また、確認された情報は、衛生科学センターや関係部署で共有し、即座に分析・評価した上で、必要に応じ、国に報告するとともに、保健所等が実施する予防対策に対して技術支援を行うなど県全体での取り組みが必要です。

3 県民一人ひとりに対する感染症の予防および治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防および治療が可能となってきたため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症の発生の状況、動向および原因に関する情報の収集および分析とその分析の結果ならびに感染症の予防および治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、「県民自らの予防」および「感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ね」による社会全体の予防を推進します。

4 人権の尊重

- (1) 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする視点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めます。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護には十分留意します。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努め、必要な場合には報道機関にも協力を求めます。

5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、関係行政機関はもちろんのこと、医師会等の医療関係団体等が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、必要に応じ疾病別の感染症対策マニュアル等を策定および周知し、本予防計画に基づく感染症健康危機管理体制の構築を行います。

6 県等の果たすべき役割

- (1) 県および保健所を設置する大津市(以下「県等」という。)は、国および他の地方公共団体と連携を図りつつ、感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策を実施するとともに、正しい知識の普及、情報の収集および分析ならびに公表、研究の推進、人材の養成および資質の向上ならびに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備ならびに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備していくものとする。この場合、県等は、感染症の患者等の人権に十分に配慮します。

- (2) 保健所(県保健所および大津市保健所をいう。以下同じ。)は、感染症の発生予防、まん延防止、調査研究、および市町の感染症対策の支援など地域における感染症対策の中核的機関として、また、衛生科学センターは本県における感染症の調査研究、技術指導、情報の解析・提供を行うなどの技術的かつ専門的な機関として位置付け、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進めます。
- (3) 広域的な地域での感染症のまん延に備え、近隣府県等と定期的な協議を行い、感染症の患者が発生した時には、近隣の府県等と相互に協力しながら対策を行います。

7 市町の果たすべき役割

市町は、国および県と連携を図りつつ、感染症の患者等の人権を十分に尊重し、正しい知識の普及や予防接種の実施を主とした感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策を実施します。

8 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める必要があります。また、偏見や差別をもって感染症の患者等の人権を損なわないようにしなければなりません。

9 医師等の果たすべき役割

- (1) 医師その他の医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国および地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を提供するよう努める必要があります。
- (2) 病院、診療所、福祉施設、学校等の開設者等は、施設における感染症の発生やまん延の防止のために必要な措置を実施するよう努める必要があります。

10 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国および地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める必要があります。
- (2) 動物等取扱業者(動物またはその死体の輸入、保管、貸出し、販売または遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設もしくは場所における展示を業として行う者をいう。)は、県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物およびその死体(以下「動物等」という。)による人の感染症を引き起こさないように、感染症の予防に関する知識および技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を実施するよう努める必要があります。

11 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策および感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性と安全性の評価を十分行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していく必要があります。

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

1 基本的な方向

- (1) 感染症の発生の予防のため、事前対応型行政の構築を中心として、国と連携をはかり感染症対策を企画、立案、実施および評価していくことが重要です。
- (2) 感染症の発生の予防のため日常行われるべき施策は、感染症発生動向調査がその中心ですが、さらに、平時における食品衛生対策、環境衛生対策、感染症の国内への侵入防止対策等について、関係各機関および関係団体との連携を図りながら具体的に実施する必要があります。また、患者発生後の対応においては、第3に定めるところにより適切に措置を実施する必要があります。

- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性および安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づき適切に予防接種が行われることが重要です。また、市町は、地域の医師会等との十分な連携を行い、予防接種を安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行う必要があります。さらに、県および市町は、県民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要です。

2 感染症発生動向調査

- (1) 県等が国と連携して、感染症に関する情報を収集および分析し、県民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表していくことは、感染症の予防のため最も基本的な事項です。
- (2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症の情報収集、分析および公表について、精度管理を含めた全国一律の基準および体系で進めていくこととし、県等は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていきます。
- (3) 法第 12 条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法について検討します。また、法第 14 条に規定する指定届出機関の整備については、定量的な感染症の種類ごとのり患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況および動向の正確な把握ができるように社団法人滋賀県医師会および社団法人滋賀県病院協会の協力を得て行います。
- (4) 法第 13 条の規定による届出を受けたときは、当該届出にかかる動物等による人の感染症を引き起こさないように、保健所、衛生科学センター、動物担当部門等が相互に連携して速やかに積極的疫学調査の実施その他の必要な措置を講じられる体制を強化します。
- (5) 一類感染症、二類感染症および三類感染症の患者については、法に基づき健康診断等の感染症の予防およびまん延の防止ならびに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があることから、医師から保健所への届出については、適切に行われることが必要です。
- (6) 保健所は、地域における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症の患者に関する情報を収集し、衛生科学センターに報告するとともに、情報の地域への提供を行います。
- (7) 衛生科学センターは、全国一律の基準および体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制の中心的な役割を担います。

また、感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠ですが、さらに、感染症の発生の予防およびまん延の防止のためにも極めて重要です。したがって、衛生科学センターは、患者に関する情報とともに病原体に関する情報を統一的に収集、分析および提供します。

さらに、衛生科学センターは、海外の感染症情報の収集について、国立感染症研究所をはじめとする関係各機関と連携して、積極的に進めていきます。

3 結核に係る定期の健康診断

- (1) 政策上有効かつ合理的理由から、高齢者、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等に対して実施する定期の健康診断は、市町および事業者等が行い、その報告を受けた際には、必要に応じ指示を行います。
- (2) 近年の本県における人口 10 万人当たりの罹患率は 10~20 人で推移しており全国の罹患率よりも低く、また、市町の実施する定期の健康診断における患者発見率も 0.02%を下回っていることから、市町が特に定める対象者は、必要が生じた場合に別に定めます。

4 感染症の予防のための対策と食品衛生対策および環境衛生対策の連携

- (1) 感染症の予防のための対策と食品衛生対策の連携

感染症対策部門と食品衛生部門の効果的な役割分担と緊密な連携を行うものとし、飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防にあたっては、食品の検査および監視を要する業種や給食施

設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となって行います。

(2) 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

ア 平時において、水や空調設備、ねずみ族および昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を行うにあたっては、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、死亡野鳥の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門、環境衛生部門、動物担当部門等が相互に連携を図ります。

イ 平時における感染症媒介昆虫等の駆除は、感染症対策の観点からも重要です。駆除については、各市町が実施するものとし、過剰な消毒および駆除とならないよう十分配慮します。

5 各関係機関および関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、学校、企業等の関係機関および団体等と連携を図ることとし、さらに、国と県等の連携体制、県と市町の連携体制、県等と他の都道府県等の連携体制、行政機関と医師会等の医療関係団体の連携を図ります。

6 保健所および衛生科学センターの役割分担および両者の連携

保健所は、地域における感染症対策の企画、立案、実施および評価をするとともに、市町の行う感染症の予防啓発等の感染症対策の支援を行います。

また、衛生科学センターは、感染症に関する技術的かつ専門的な機関として医療機関に対する技術支援等を行います。

なお、衛生科学センターと保健所は、感染症対策について連携して行います。

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

1 基本的な方向

(1) 感染症のまん延の防止対策の実施にあたっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を尊重することが重要です。また、県民自らの予防および良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねにより社会全体の予防の推進を図っていくことが基本です。

(2) 感染症のまん延の防止のためには、国および県等が感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要です。

(3) 患者等への措置など一定の行動制限を行うにあたっては、必要最小限のものとし、措置を行う場合には患者等の人権の尊重が必要です。

(4) 保健所長が患者等への措置および対物措置を行うにあたっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する必要があります。

(5) 事前対応型行政を進める観点から、県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体、近隣の府県および市町との役割分担ならびに連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要です。

(6) 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国の技術的援助等を得るとともに、都道府県等相互の連携を図ることが重要です。

(7) 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、知事は、予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種を適切に行う必要があります。

2 健康診断、就業制限および入院

(1) 患者等への措置を行うにあたっては、感染症の発生およびまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から、審査請求に係る教示等の手続および法 20 条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行

います。

- (2) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とします。また、必要な場合には情報の提供を的確に行うこと等により、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、県民が自発的に健康診断を受けよう勧奨します。
- (3) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等が基本であり、保健所長は、対象者および関係者に対し、このことの周知等を行います。
- (4) 保健所長が入院の勧告を行うに際しては、保健所の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行います。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、保健所は、行った措置の内容、提供された医療の内容および患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行います。
- (5) 医療機関は、入院の勧告等に基づく入院において、医師から患者等に対する十分な説明と患者等の同意に基づいた医療を提供することとします。また、入院後も、十分な説明を行い、必要に応じてカウンセリング(相談)を行うことにより患者等の精神的不安の軽減を図るよう努めることとします。
- (6) 入院の勧告等に係る患者等が法第 22 条第3項に基づく退院請求を行った場合は、保健所長は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行います。

3 感染症の診査に関する協議会

- (1) 感染症の診査に関する協議会は、「滋賀県感染症の診査に関する協議会条例」等に基づき表1のとおりを設置します。

表1 感染症の診査に関する協議会
(滋賀県所管分)

管轄保健所	名称	設置保健所
草津保健所、甲賀保健所 および東近江保健所	草津・甲賀・東近江保健所感 染症診査協議会	草津保健所
長浜保健所、彦根保健所 および高島保健所	長浜・彦根・高島保健所感 染症診査協議会	長浜保健所
(大津市所管分)「大津市感染症診査協議会条例」		
大津市保健所	大津市感染症診査協議会	大津市保健所

- (2) 感染症の診査に関する協議会は、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然ですが、患者等への医療および人権尊重の視点が必要であることから、この趣旨を十分に考慮し、その委員の構成は表2のとおりとします。

表2 各感染症の診査に関する協議会の委員構成

感染症指定医療機関の医師	1名
感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 (感染症指定医療機関の医師を除く)	3名
法律に関し学識経験を有する者	1名
医療および法律以外の学識経験を有する者 (人権に関し学識経験を有する者)	1名

4 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族および昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限または封鎖、交通の制限および遮断等の措置を行うにあたっては、保健所長および保健所長の指示を受けた市町長は、可能

な限り関係者の理解を得ながら実施するよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとします。

また、保健所長は、市町長に対し、当該措置を実施する理由、措置の具体的な方法等必要な情報を通知し、適切な措置が行われるよう指示します。

5 積極的疫学調査

- (1) 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症または指定感染症が発生し、または発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生状況に異常が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、または発生するおそれがある場合、⑤その他必要と認める場合に的確に行うことが重要であり、個別の事例に応じ、保健所長が適切に判断し行います。
- (2) 積極的疫学調査を行う場合にあっては、関係者の理解と協力を得つつ、保健所、衛生科学センター、動物担当部門等の関係機関が密接な連携を図り、必要に応じて国立感染症研究所、独立行政法人国立国際医療研究センター等の協力を求め、地域における詳細な流行状況や感染原因の迅速な把握を進めます。

6 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策の連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品衛生部門にあっては主として病原体の検査等を行うとともに、感染症対策部門にあっては患者に関する情報を収集するといったような役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行います。
- (2) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品衛生部門にあっては一次感染を防止するため、必要に応じて原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、また、感染症対策部門にあっては必要に応じ、消毒等を行います。
- (3) 二次感染による感染症のまん延の防止については、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表の他必要な措置をとる等により、その防止を図ります。
- (4) 原因となった食品等の究明にあたっては、保健所は、衛生科学センター等との連携を図ります。

7 感染症対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族および昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を行うにあたっては、感染症対策部門は、環境衛生部門との連携を図ります。

8 各関係機関および関係団体との連携

感染症のまん延を防止するため、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、国と県等、県等と他の地方公共団体の連携体制、および行政機関と医師会等の医療関係団体ならびに県等における関係部局の連携体制を構築します。

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1 基本的な方向

- (1) 近年の医学、医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒が可能となりました。感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とします。
- (2) 医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきです。このため、感染症指定医療機関においては、①感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防

止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を行うこと、③患者の心身の状況を踏まえつつ、十分な説明およびカウンセリング(相談)を行うこととします。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分説明し、理解および同意を得て治療を行うこととします。

- (3) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、特定感染症指定医療機関、国立感染症研究所、公益財団法人結核予防会結核研究所および独立行政法人国立国際医療研究センターとの連携体制の構築をしていくこととします。

2 第一種感染症指定医療機関および第二種感染症指定医療機関の整備

- (1) 知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当し、これと併せて二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第 38 条第2項に規定する厚生大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を表3のとおり県域で一か所整備し指定します。

表3 第一種感染症指定医療機関

医療機関の名称	所在地	病床数
大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9	2

- (2) 知事は、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第 38 条第2項に規定する厚生大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定します。

第二種感染症指定医療機関は、表4のとおり、二次医療圏ごとに一か所指定し、病床の数は、各二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とします。

表4 第二種感染症指定医療機関

圏域名	医療機関の名称	所在地	病床数
大 津	大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9	6
湖 南	済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1	6
甲 賀	公立甲賀病院	甲賀市水口町鹿深 3-39 ^{注1}	4
東近江	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379	4
湖 東	彦根市立病院	彦根市八坂町 1882	4
湖 北	長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7	4
湖 西	高島市民病院	高島市勝野 1667	4

- (3) 一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者が集団発生した場合など、患者数が当該医療圏の感染症病床数を越え、当該医療圏の感染症指定医療機関へ入院することが困難な場合などは、入院の勧告等を行う保健所長は関係者と協議した上で感染症指定医療機関等の協力を得て、以下のとおり対応します。

ア 県内の他の二次医療圏の第二種感染症指定医療機関へ入院勧告(措置)を行います。(一類感染症を除く。)

- イ 国が指定した特定感染症指定医療機関、または近隣府県が指定した第一種感染症指定医療機関または第二種感染症指定医療機関へ入院勧告(措置)を行います。
- ウ 感染症指定医療機関へ入院することができないときは、次の場合において緊急避難的な措置として、一般の医療機関のうちから入院を担当する医療機関を決定します。
- (ア) アおよびイによっても対応できないとき。
- (イ) 患者の医学的な状態から、感染症指定医療機関への移送が困難なとき。
- (ウ) その他、患者の入院勧告(措置)を行う保健所長が必要と認めたとき。

なお、緊急避難的に患者を入院させる一般の医療機関の開設者は、感染症指定医療機関の基準(平成 11 年厚生省告示第 43 号)等の趣旨を踏まえ、感染症のまん延の防止策を講じるものとします。

3 結核に係る医療の提供

- (1) 知事は、二類感染症である結核の患者の入院を担当する医療機関として、その開設者の同意を得て、結核病床(結核患者収容モデル事業による病床を含む。)を有する第二種感染症指定医療機関を表5のとおり指定します。

表5 結核病床を有する第二種感染症指定医療機関

医療機関の名称	所在地	結核病床数	モデル病床数
大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9	10	—
社会保険滋賀病院	大津市富士見台 16-1	10※	—
公立甲賀病院	甲賀市水口町鹿深 3-39 ^{注1}	—	2
国立病院機構滋賀病院 ^{注2}	東近江市五智町 255	16	4
彦根市立病院	彦根市八坂町 1882	10	—

※:休床中の 27 床(平成 25 年 3 月現在)を除く。

- (2) 社会保険滋賀病院および国立病院機構滋賀病院^{注2}を県内の結核医療の拠点となる「中核的な病院」と位置づけ、地域の結核医療の向上・普及を図ります。
- (3) 知事および大津市長は、結核患者に対する適正な医療を担当する医療機関として、その開設者の同意を得て、結核指定医療機関を指定します。
- (4) 結核患者に対する医療の提供にあたっては、「結核に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、「中核的な病院」を中心として、感染症指定医療機関、結核指定医療機関および一般の医療機関が連携して、個別の患者の病態に応じて治療を受けられる環境を整備するとともに、身近な地域において医療を受けられる体制の整備に努めます。

4 感染症の患者の移送のための体制

県等は、感染症の患者の迅速かつ適切な移送のための体制を整備するとともに、関係市町および消防機関に対して、感染症等に関し、適切に情報提供するなど密接な連携を図り、感染症患者の移送およびまん延の防止対策の実施等に万全を期します。また、新感染症の所見がある者の移送の場合にあつては、国に協力を要請します。

さらに、消防機関が移送した傷病者が法第 12 条第1項第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供することとします。

5 その他感染症に係る医療の提供

感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあります。具体的には、一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ感染症の患者であつても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三

注 1:公立甲賀病院は、平成 25 年 4 月から、甲賀市水口町松尾 1256 に移転予定

注 2:国立病院機構滋賀病院は、平成 25 年 4 月から、国立病院機構東近江総合医療センターに改称予定

類感染症、四類感染症または五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものです。

このため、一般の医療機関においても、国および県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置を実施する必要があります。

さらに、感染症の患者について人権を尊重した対応を行い、良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図ります。

6 各関係機関および関係団体との連携

- (1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関については、県が、必要な指導を積極的に行います。
- (2) 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体、医療施設および福祉施設等との緊密な連携を図ります。
- (3) 一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要です。このため、県等は、医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図ります。

第5 感染症および病原体等に関する調査および研究に関する事項

1 基本的な方向

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症および病原体等に関する調査および研究は、感染症対策の基本となるべきものである。このため、県等は、国の研究機関等との連携の確保、調査および研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査および研究を積極的に推進します。

2 県等における感染症に関する調査および研究の推進

- (1) 県等における調査および研究の推進にあたっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所および本県における感染症および病原体等の技術的かつ専門的な機関である衛生科学センターが関係部署と連携を図りつつ、計画的に取組みます。
- (2) 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的な調査および研究を衛生科学センターとの連携の下に進めます。
- (3) 衛生科学センターは、本県における感染症および病原体等の技術的かつ専門的な機関として、保健所および関係部署との連携の下に、感染症および病原体等の調査、研究、試験検査ならびに感染症および病原体等に関する情報等の収集、分析および関係機関への提供の業務を行うなど総合的な感染症の情報の発信拠点とします。
- (4) 県等における調査および研究については、疫学的な知識および感染症対策の経験を有する職員の活用等により、特徴的な感染症の発生の動向の把握に努め当該感染症の特性等に応じた取組を行います。

3 関係各機関および関係団体との連携

感染症および病原体等に関する調査および研究にあたっては、国立感染症研究所や独立行政法人国立国際医療研究センターをはじめとする関係研究機関等と相互に十分な連携を図るとともに、医師会等の医療関係団体等とも緊密な連携を図り、円滑に進めます。

第6 感染症の病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上に関する事項

1 基本的な方向

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制および検査能力を十分に有することは、人権尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要であり、衛生科学センターおよび大津市保健所における病原体等の検査体制等の充実を進めていきます。このほか、衛生科学センターは、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施します。

2 感染症の病原体等の検査の推進

- (1) 衛生科学センターは、一類感染症の病原体等に関する検査について、その検査能力に応じて国立感染症研究所と連携して、迅速かつ確に実施します。広域にわたりまたは大規模に感染症が発生し、またはまん延した場合には、近隣の府県等と連携して対応します。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症および新型インフルエンザ等感染症の病原体等については、衛生科学センターにおいて、人体から検出される病原体および水、環境または動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、人材の養成および必要な機材の整備に努めます。
- (2) 衛生科学センターは、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集および提供や技術的指導を行っていきます。
- (3) 大津市保健所においても、衛生科学センターと連携し、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症および新型インフルエンザ等感染症の病原体等の検査等の充実を図ります。

3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析および公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析および公表は、患者に関する情報とともに重要であり、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できるようにします。

4 関係機関および関係団体との連携

衛生科学センターは、病原体等の情報の収集にあたって、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めることとし、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、独立行政法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、他の地方衛生研究所等と連携を図って実施します。

第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

1 基本的な方向

現在、感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する人材が必要となっていることから、県等は、感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要があります。

2 県等における感染症に関する人材の養成

県等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、公益財団法人結核予防会結核研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所および衛生科学センターの職員等を積極的に派遣するとともに、衛生科学センターは、保健所職員を対象とした感染症に関する講習会の開催や、医療機関・登録衛生検査所の検査担当者を対象とした技術研修会の開催等の研修の充実を図ります。

3 医師会等における感染症に関する人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の資質の向上のための研修等に参加させるとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供および研修を行うこととします。

4 各関係機関および関係団体との連携

県等は、各関係機関および関係団体が行う研修へ保健所や衛生科学センター等の職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めます。

第8 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 基本的な方向

県等においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが重要であり、感染症のまん延の防止のための措置を行うにあたっては、人権を尊重することが必要です。

また、医師等医療関係者においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要です。

さらに、県民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等の人権を尊重していくことが重要です。

2 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重のための方策

- (1) 県および市町は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のための施策を実施します。また、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行います。
- (2) 患者等の人権の尊重の観点から、保健所は、医師が保健所長へ感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、医師が患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう徹底を図ります。
- (3) 県等は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制を図ります。また、県等は、報道機関に対しては、常時、患者等のプライバシーに配慮した上で、感染症の拡大防止や県民の不安を除くために的確な情報を提供します。

3 関係各機関との連携

国および地方公共団体、地方公共団体間等における密接な連携のため、情報交換を行います。

第9 緊急時における感染症の発生の予防およびまん延の防止ならびに医療の提供のための施策に関する事項

1 基本的な方向

- (1) 一類感染症、二類感染症の発生またはまん延のおそれが生じた場合の具体的な医療提供体制や移送の方法、情報伝達体制等、必要な対策についてマニュアル等で定め、迅速かつ的確に対応することが重要です。
- (2) 新型インフルエンザ等感染症の対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づく行動計画を策定し、関係部署と連携を密にして対応する必要があります。
- (3) 新感染症は、感染力やり患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する

一方、病原体が不明であるという特徴を有するものであり、新感染症と疑われる症例が報告された場合には、国に協力を求めて対応する必要があります。

2 緊急時における感染症の発生の予防およびまん延の防止

- (1) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるために、行動計画等を定め監視体制を強化し、国内外の情報収集に努めます。
- (2) 緊急時における積極的疫学調査の実施にあたっては、国と連携をとりながら、必要な情報の収集、提供を行います。
- (3) 感染症の患者の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の数、病状その他感染症の発生およびまん延状況を勘案して必要な措置を定め、医師等医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるように努めます。
- (4) 感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために、国が緊急の必要があると認めるときは、国と十分に連携し、迅速かつ的確な対策が講じられるよう必要な協力を行います。
- (5) 国民の生命および身体を保護するために緊急の必要があると認めるときには、国等の要請に応じて、感染症に関する試験研究または検査を行っている機関の職員の派遣、その他特定病原体等による感染症の発生の予防またはまん延の防止のために必要な協力を努めます。
- (6) 新感染症の患者の発生や生物テロ等が想定される場合は、国からの専門家の派遣等を要請し、適切な対応が講じられるよう努めます。

3 緊急時における医療の提供

- (1) 一類感染症または二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、具体的な対応を行動計画やマニュアル等に定め、迅速かつ的確な対応に努めます。
- (2) 新型インフルエンザ等感染症の汎流行時に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給および流通を的確に行われるよう、国等との適切な役割分担のもと、医薬品の備蓄または確保に努めます。

4 緊急時における国との連絡体制

- (1) 県等は、法第 12 条第2項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図ります。
- (2) 緊急時においては、感染症の患者の発生状況や医学的な知見等について、国から積極的に情報収集するとともに、患者の発生状況等についてできるだけ詳細な情報を国に提供するなど、国と緊密な連携をとるよう努めます。

5 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

- (1) 保健所は、関係市町に対して、医師、獣医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、消防機関に対しても、感染症に関する情報等を適切に提供します。
また、複数の市町にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、県は、統一的な対応方針を提示する等の、市町間の連絡調整を行います。
- (2) 県等は、近畿府県など近隣府県と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じて相互に職員や専門家の派遣等の応援を行えるよう体制を整備します。
また、複数の都道府県にわたり感染症が発生した場合には、関係都道府県で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努めます。

6 緊急時における関係団体との連絡体制

県等は、医師会等の医療関係団体等と相互に情報を共有し、緊密な連携を図ります。

第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

- (1) 病院、診療所、福祉施設、学校等において感染症が発生し、または、まん延しないよう、県等は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者または管理者に適切に提供します。
- (2) これらの施設の開設者および管理者にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を実施するとともに、普段より施設内の患者および職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるように努めることとします。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について、県等や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。
さらに、県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、福祉施設等の現場の関係者に普及していきます。

2 災害時の感染症対策

災害発生時の感染症の発生の予防およびまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、県等は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生およびまん延の防止に努めます。その際、県等においては、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。

3 動物由来感染症対策

- (1) 県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第 13 条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所等と関係機関および関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図って、県民への情報提供を行います。
- (2) 県等は、動物の病原体保有状況調査(動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況にかかる調査をいう。)により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、衛生科学センター、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制の構築に努めます。

4 外国人に対する適用

法は、国内に居住しまたは滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所等の窓口感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行います。